

令和8年3月31日
古河市役所

職員の懲戒処分について

職員の懲戒処分を行いましたので、古河市職員の懲戒処分等の公表基準に基づき公表します。

- ・被処分者 福祉部 課長補佐 50代
- ・処分内容 減給10分の1（1か月）
- ・処分日 令和8年3月31日
- ・根拠法令 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
- ・処分理由 被処分者は、令和7年12月8日(月)午後0時13分、休暇中に、自家用車で一般道（制限速度時速40キロメートル区間）を走行中、時速74キロメートルで走行し、速度超過により交通違反となった。これにより違反点数6点となり、停止期間30日間とする運転免許停止処分を受けた。

以上

市長コメント

法令を遵守すべき職員が、交通違反を起こしたことについて、市民の皆様に対し深くお詫び申し上げます。

改めて、職員に対し、法令順守や服務規律の確保について周知徹底を図り、研修を行うなどして再発防止に努め、市民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

問合せ先 古河市役所 総務部 職員課
電話 0280-92-3111（内線 2223・2224）